

吸収分割に係る事後開示書面

ダイセルバリューコーティング株式会社

株式会社ダイセル

2020年7月1日

2020年7月1日

吸収分割に係る事後開示書面

(分割会社／会社法791条1項及び会社法施行規則189条に基づく事後備置書面)

(承継会社／会社法801条1項及び会社法施行規則201条に基づく事後備置書面)

(分割会社) 兵庫県尼崎市神崎町12番1号

ダイセルバリューコーティング株式会社

代表取締役社長 八木 章

(承継会社) 大阪市北区大深町3番1号

株式会社ダイセル

代表取締役社長 小河 義美

ダイセルバリューコーティング株式会社（ただし本店所在地を2020年7月1日付で東京都港区港南2丁目18番1号から変更。以下「ダイセルバリューコーティング」という。）及び株式会社ダイセル（以下「ダイセル」という。）は、2020年5月15日付吸収分割契約に基づき、2020年7月1日をもって、ダイセルがダイセルバリューコーティングの機能フィルム事業（ただし生産事業を除く。）に関する権利義務を吸収分割により承継（以下「本件吸収分割」という。）いたしました。

よって、会社法791条1項、801条1項等の法令の定めに従い、後記のとおり本件吸収分割に係る事後開示をいたします。

なお、本件吸収分割は、分割会社であるダイセルバリューコーティングにおいては会社法784条1項に規定する略式分割、承継会社であるダイセルにおいては会社法796条2項に規定する簡易分割となるため、いずれも株主総会の承認を経ずに行ったものであります。

記

1 本件吸収分割が効力を生じた日

2020年7月1日

2 分割会社における債権者保護手続き等に関する手続の経過

(1) 株主の差止請求（会社法784条の2）

会社法784条の2の規定による差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続（会社法785条）

株主が会社法784条1項本文に規定する分割会社の特別支配会社に該当する場合のため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続（会社法787条）

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者保護手続（会社法789条）

分割会社は、会社法789条2項の規定に基づき、2020年5月29日、官報に公告し、かつ知れている債権者に対して催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3 承継会社における債権者保護手続等に関する手続の経過

(1) 株主の差止請求（会社法796条の2）

会社法796条第2項本文に規定する簡易分割に該当する場合のため、該当事項はありません。

(2) 株主の反対通知（会社法796条3項）及び反対株主の株式買取請求手続（会社法第797条）

分割会社は、会社法796条2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本件吸収分割を実施し、会社法第797条4項の規定に基づき、2020年5月29日、株主に対して公告を行いました。会社法796条3項の反対通知をした株主はありませんでした。

(3) 債権者保護手続（会社法第799条）

分割会社は、会社法第799条2項及び同条3項の規定に基づき、2020年5月29日付け官報及び電子公告において債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、分割会社の事業のうち、吸収分割契約書別紙承継権利義務明細記載の機能フィルム事業（ただし生産事業を除く。）に係る資産、負債その他これに付随する権利義務を承継しました。

なお、その概算額は以下のとおりです。

承継資産の額：200百万円（概算）

承継負債の額：200百万円（概算）

5 本件吸収分割に係る変更登記をした日

2020年7月1日（予定）

6 その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上